



## 入院費用について

手術療法で入院される患者さんは、医療費自己負担額が高額となるため、限度額認定証のご利用を推奨しております。

限度額認定証は月額医療費の窓口支払いに上限を設け、患者さんの窓口支払い額を軽減する制度です。

※限度額認定証発行方法については、加入している保険者(国民健康保険・社会保険)が患者さんの世帯所得より標準報酬月額を算出し、区分【ア～オ】に分類され発行される性質のものとなります。(病院では、患者さんがどの区分に該当するかはわかりません)

★国保加入者は、住所地の市役所(国保年金課)窓口で発行手続きを行って下さい。(即日発行となります)

★社会保険加入者は、会社の総務課を通して保険者へ発行手続きを行って下さい。(発行までに数日かかることがあります)

下記表は、人工膝関節置換術にて20日程度入院した場合の患者さん負担額となります。

年齢区分	負担割合	世帯所得区分	1月支払額
70歳未満	3割	ア	280,000
	3割	イ	200,000
	3割	ウ	110,000
	3割	エ	75,000
	3割	オ	50,000
70歳～74歳	3割	上位所得	110,000
	2割	一般所得	60,000
	1割	低所得Ⅱ	40,000
	1割	低所得Ⅰ	21,000
75歳以上	3割	現役並み	110,000
	1割	一般所得	60,000
	1割	低所得Ⅱ	40,000
	1割	低所得Ⅰ	21,000

※当院は公的病院ですので、差額のない病床で療養を行うことができます。個室を希望された場合にあっては、各個室での療養環境をご提供することもできます。

※個室料金は、限度額認定証の適応外となります。